

問い合わせ 神奈川県中郡二宮町二宮961番地

二宮町 総務部 防災安全課 危機管理 班

電話 0463(71)3319

二宮町民が安全で安心して 暮らせるまちづくり指針



二宮町 総務部 防災安全課

二宮町民が安全で安心して暮らせるまちづくり指針

1. 指針の目的

この指針は、二宮町民が安全で安心して暮らせるまちづくりのために活動する町民・各種団体・事業者・町・警察等が主体的に進めている「安全・安心のまちづくり」の取り組みを尊重しつつ、「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例に基づく指針」に沿って、犯罪等の防止を図るための取り組み事項を示すものです。各主体が相互の連携を深め、より効果的、総合的な活動に発展させることができるよう対策を促すことを目的とします。

2. 指針の概要

(1) 住宅に関する防犯上の指針

犯罪を未然に防ぎ、安全で安心した生活が営めるよう、防犯効果の高い住宅の普及 に努めます。

- 既存住宅について、警察署に協力を求めながら、町民に犯罪発生状況等や防犯対策の情報提供を実施し、防犯効果の向上を図ります。
- 新たに住宅を建設する町民等には、警察署と連携し防犯対策の必要性を訴えるリーフレットの配布等によって防犯性の高い住宅建設を推進します。
- 新たな開発行為等で宅地化される場合は、周辺の状況をみて防犯灯の設置誘導を します。
- 町内で行われている防犯活動について、全町的に実施展開を推進します。
- 高齢者や障害者等を犯罪等から守るために、地域支援者の協力を得て、助言や警察署と連携し情報提供を行い、防犯意識の高揚を図ります。
- 住宅の植え込み等については、自らの防犯とともに住宅の周りを通る人の安全性 を確保するためにも、適切な維持管理に努めます。

(2) 道路・公園・自転車駐車場等に関する防犯上の指針

暗く見通しの悪い場所など危険な箇所がないか、地域住民の要望等を勘案し、犯罪 防止の観点から点検し安全確保に努めます。

- 道路及び公園については、構造や状況等を勘案し、見通しの確保や全町的なバランスを考えて、防犯灯設置に努めるとともに、既存の防犯灯の修繕を行うことにより防犯設備の維持管理に努めます。また、各戸への門戸灯の点灯を呼びかけ、犯罪の発生しにくい環境整備に努めます。
- 町の自転車駐車場は、防犯灯の修繕等によって照度を維持・確保するとともに、 利用者の防犯上の安全が確保されるような整備に努めます。
- 町の設置した公衆トイレは清潔に保つとともに、照明に配慮するなどの環境整備 に努めます。
- 街路樹や樹木(以下「街路樹等」という。)によって、防犯灯の照度が阻害され ないよう、街路樹等の管理者は適正な管理を行なうものとします。

(3) 金融機関店舗等に関する防犯上の指針

町民が安全で安心して金融機関や店舗等を利用できるよう、防犯力の高い店舗等の 施設普及に努めます。

○ 金融機関の店舗等及び深夜営業施設の事業を営む者に対して、犯罪の防止に配慮

した構造、設備等を有する店舗の整備に努めることを促すとともに防犯性の向上のための情報の提供等を行います。

- 不審者についての連絡、事件発生時の通報等に関する協力等、店舗の近隣居住者 との良好な関係を醸成します。
- 店舗利用者等の安全性を確保するため、警備体制の充実に努めるよう促します。

(4) 学校等における児童等の安全確保に関する指針

児童等が犯罪被害に遭わないよう、施設管理者は勿論、地域と連携し、学校等における児童等の安全確保に努めます。

- 施設管理者は、日頃から学校施設内での防犯意識の向上に努めます。
- 町・保護者・地域等と連携して設置された協議会を通して、学校登下校時の通学 路での安全確保等児童生徒の安全対策を図っていきます。
- 児童生徒とその保護者に対して、防犯意識の向上に努めます。

(5) 賢い消費者の育成と自立に関する指針

消費者が自主的かつ合理的に行動する上で必要となる知識や判断力を身につけるよう育成するとともに、自立した消費者として行動するための支援に努めます。

- 消費者が自己責任に基づいた消費生活を営むことが出来るよう、情報誌、インターネット、出前講座等を通じて、消費者に注意喚起を行う啓発活動等を実施します。
- 学校や地域その他様々な場を通じて、消費者の年齢や属性等に応じて実践的な推 進施策を検討します。
- 賢い消費者を育てるため、消費生活協議会の更なる充実を図るととともに、消費者の身近な相談機関として設置される消費生活センターについて、広報等を通じて周知を図ります。
- 判断に支援が必要な高齢者や障害者等の消費者トラブル防止のため、見守り体制 を推進します。
- 民生委員児童委員や福祉サービス関係者が行う福祉活動における消費者トラブル防止研修を実施します。

(6) コミュニティー意識の醸成に関する指針

犯罪を未然に防ぐために、町民一人ひとりの意識向上を図るとともにコミュニティー活動の展開によって防犯に対する地域力の向上に努めます。

- 「安全・安心まちづくり」をテーマとした実践例を示し、安全・安心まちづくり に向けた活動の輪を広げます。
- 各地区での自主防犯組織・防犯指導員など各種団体が自主的に進めるパトロール を効果的に調整します。
- 町が導入した青色回転灯装備車によるパトロールを、地域でも導入を図り、地域 の目を活用した防犯活動を展開します。
- 防犯情報の提供共有化等により、パトロール実施団体の拡大を図り、犯罪が発生 しにくい環境づくりを促進します。